# 釧路市役所における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン

2022年7月8日

新型コロナウイルス感染症との共存は3年目を迎えている。これまでに効果的なワクチンの開発、 検査の手段の充実、治療薬の開発など新型コロナウイルス感染症に対応する方法が確立してきた 経緯がある。また、手指消毒・マスクの着用などの基本的な感染対策が定着したこと、ワクチン接種 が進み、各自の免疫力が備わってきている。

現在の感染状況やウイルスの特性、リスクの度合いを鑑みて、記述を簡素化できると考えられる ことから本ガイドラインを改定する。

なお、今後、変異株の発生等による感染状況の変化などを勘案し、必要時見直しを行うものとする。

## 1. 感染予防対策の基本的な考え方

職場における感染防止対策の取組が、社会全体の感染症拡大防止につながることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずる。

#### 2. 職員のマスク着用や手洗い、換気等

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染および接触感染のため、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策が重要である。

環境を介した接触感染のリスクは限定的であるため、設備や物品等の頻繁な洗浄・消毒等は求めず、通常の清掃を実施していく。また、換気を適正に行うものとする。

- ・全職員は、定期的な手洗い・手指消毒を行う。
  - ※手洗いの5つのタイミング

公共の場所から帰った時

咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

ご飯を食べる時(前後)

病気の人のケアをした時

外にあるものに触った時

- ・基本は、水道水と石鹸を利用し、手の表面に付着したウイルスを洗い流すこと。水道水と石鹸が利用できない環境では、アルコール消毒液(70~80%)を使用する。
  - ※手袋は医療機関でなければ特に必要なく、こまめな手洗いを主とする。
- 勤務中は適切なマスク着用に努めるよう励行し、咳エチケットを実施する。
- ・野外など周囲の人との距離が十分に確保できる場合には、状況に応じてマスクを 外すこともできる。マスク着用時も大声は控える。
- ・建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな

換気に努める。

・業務による車両での移動の際にも、適切なマスクの着用、換気等を徹底する。

#### 3. 職員の健康管理の徹底

職員の感染リスクを高めないためにも、各職員の健康管理の徹底は重要である。

- ・全職員は、毎朝、自宅において体温を測定し、発熱など風邪の症状がみられるときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出をなるべく控える。
- ・職場に妊娠中や糖尿病等の慢性疾患を有する職員がいる場合については、特に職場内の感染防止に努めるとともに、引き続き職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進する。

#### 4. 勤務・休憩での注意事項

市役所は職員や市民をはじめ多数の人が接触する機会がある。3 密防止をはじめとした感染拡大防止策の実施が必要である。

- 会議室等を使用する場合には、入退室前後の手指消毒を徹底する。
- 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合や飲食する場合には、1~2メートルを目安に距離を確保するよう努める。

## 5. 市民に対する感染防止策の啓発等

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染および接触感染のため、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策が重要である。市民にも正しい感染症対策を実施してもらうよう、情報発信が必要である。

・市ホームページや公式LINE、広報等による情報提供の実施

## 6. その他

上記における感染予防対策を実施したとしても、感染する場合がある。その際の二次感染防止のために、感染者が発生した場合の動きを予め確認しておくことが必要である。

#### 1)受診について

- ・発熱等体調不良の場合は、自宅療養とし、医療機関を受診する際には、事前に医療機関に 電話等で連絡、受診方法等確認してから受診する。
- 2) 職員が感染した場合等における対応
  - (1)職員またはその同居する家族が、次のいずれかに該当したときには所属長に報告する。
    - ①保健所等に相談した結果、医療機関に設置された発熱外来等を受診するよう指示を受けた場合

- ②保健所等に相談せず医療機関に受診し、感染が疑われた場合またはPCR等検査を受けた場合
- ③新型コロナに感染したと診断され、保健所から就業制限、入院勧告、自宅待機の要請を 受けた場合
- (2) 所属長は、職員から感染した旨の報告を受けた場合、所属における講ずべき措置の内容や濃厚接触者の範囲等を保健所に確認し、濃厚接触者とされた職員を健康観察のため自宅で待機等させること。
- (3) 所属長は、上記の(1)または(2)に該当した場合は、速やかに職員課長に報告すること。また、ファイル管理に掲載している報告書を速やかに職員課へ提出すること。
  - ※外郭団体や委託業者等の職員の状況についても、把握できる体制を構築しておくこと。 なお、市職員と接触している可能性がある場合は、その旨を職員課に報告すること。
- 3) 職員が感染した場合等の服務の取扱い
  - (1)感染した職員(症状のないものも含む。)
    - ・新型コロナ症状に感染したと診断された場合(症状がないことから、出勤しようとする場合等を含む)は、就業禁止の措置をとること。
    - ・休暇の取扱いについては、特殊休暇(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断等)とすること。
  - (2)感染が疑われる職員(保健所により濃厚接触者とされた場合(職場や家庭に感染した者がいる場合等))
    - ・濃厚接触者として健康観察のため自宅待機とすること。
    - ・休暇の取扱いについては、特殊休暇(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断等)とすること。
  - (3)発熱など風邪の症状がみられる職員
    - ・自宅で療養して体調管理に努めること。
    - ・休暇の取扱いについては、特殊休暇(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断等)とすること。

## ●参考

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年5月23日変更)
- ・一般社団法人 日本経済団体連合会 オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 四訂 (2022年6月17日)
- ・一般社団法人日本渡航医学会、公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(2020 年 5 月 11 日)